

# NPO 法人 楽知ん研究所

## 会員規程

2014年6月 日制定

(目的)

**第1条** この規程は、NPO 法人楽知ん研究所の定款第3章「会員」に関する条文の運用及び会員の権利と義務などについて、定款第49条に基づいて定める。

(性格)

**第2条** 会員は、定款に定められた目的、事業内容をよく認識し、活動、事業、財政の支えとなるとともに、定款第3条の目的の実現に努める。

(会員の権利)

**第3条** 会員は、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1)総会に出席して意見を述べる権利。
- (2)各種事業、イベントなどに参加し、定款第3条の目的の実現に向けて適正に活動する権利。
- (3)会報などにより、会員活動に必要な情報を受ける権利。

2 運営会員は、本条1項に加えて、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1)総会において議決に加わる権利。
- (2)総会開催請求権。

(会員の義務)

**第4条** 運営会員（正会員）およびサポーター会員（賛助会員）は、本会員規程第6条に規定された会費の納入義務を負う。

(会 費)

**第5条** 会費は、入会月より翌年の入会前月までの1年間の会費をいう。

2 定款第8条による会費は、次のとおりとする。

- (1)運営会員の会費は、6万円/年(5000円/月)。
- (2)サポーター会員個人の会費は、1口1万8000円/年(1500円/月)を1口以上とする。
- (3)サポーター会員法人の会費は、1口10万円/年を1口以上とする。
- (4)プチサポーター会員個人の会費は、1口6000円/年(500円/月)を1口以上とする。

3 納入された会費は、いかなる理由をもってしても返還しないものとする。

(会費の納入)

**第6条** 会員は、毎年該当年度の会費を入会月に納入しなければならない。

(滞納措置)

**第7条** 会費の滞納に対しては、次のとおり措置する。

- (1) 6か月滞納の時点で、本会員規程第3条第1項第3号に掲げる情報の送付および会員特典を停止する。
- (2) 1年滞納の時点で会費が納入されない場合は、定款第8条第2項に基づき退会とみなす。

(規程の変更)

**第8条** この規程の変更は、理事会の議決を経て定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、2014年7月1日から施行する。